

件名：マダガスカル政府による新型コロナウイルス対策を実施するための措置（16日発表）

○ポイント

●16日（月）、マダガスカル政府は、6大臣の連名により、新型コロナウイルスの国内流入を防ぐための措置に関する共同コミュニケを発表しました。

●今後、マダガスカル政府や各航空会社の発表等より、必要な情報は各自で入手するようにして下さい。

○本文

16日（月）、マダガスカル政府は、6大臣（外務、公安、保健、運輸・観光・気象、コミュニケーション・文化、憲兵隊担当閣外）の連名により、新型コロナウイルスの国内流入を防ぐための措置に関する共同コミュニケを発表しました。発表内容は以下のとおりです。

1 新型コロナウイルスの国内への侵入を防ぐために、マダガスカル政府は、ラジョリナ大統領の（14日の）発表により、以下の追加の措置を講じた。

・2020年3月19日木曜日23時59分より、マダガスカルと欧州間の全てのフライト、特にイタリア、フランス、スペイン、ドイツを結ぶ全てのフライトを30日間停止する。この措置は、事態の推移に応じて、見直される。

・マダガスカルとレユニオン島、マイヨット間のフライトも、同様に、同日時より、停止する。

・2020年3月15日から、マダガスカル全ての港へのいかなるクルーズ船の入港を禁止する。

・帰国を希望する全てのマダガスカル人およびマダガスカルに居住する全ての外国人の出国のための猶予を、2020年3月19日木曜日23時59分まで与える。

・人の流れを制御し、乗客の健康状態を監視するために、マダガスカル地方空港での国際便は直ちに停止され、全ての国際線の接続はアンタナナリボのイヴァト国際空港でのみ行われる。

2 上記1を受けて、以下の措置を講ずる。

（1）2020年3月19日木曜日23時59分までに欧州（シェンゲン圏及びレベル2に達するその他の全ての欧州の国）から到着するフライトの乗客に対しては、一律に検疫が行われる。

（2）この措置に関わらない国からのフライトに搭乗した欧州、レユニオン、マイヨット、中国、韓国及びイランからの乗客は、搭乗してきた同じフライトにより一律に送還される。この措置は、2020年3月19日木曜日の23時59分より有効になる。当該航空会社は送還にかかる全ての費用を負担する。

（3）上記（2）により規定される措置は、マダガスカル国民およびマダガスカルに帰任する外国の外交官には適用されない。ただし、これらの者は、外務省が保健省の

見解を踏まえて発行する特別な許可を取得する必要があり、また、マダガスカルに到着後、検疫を受けることになる。

(4) 2020年3月15日より、レユニオン島及びマイヨット島からの全ての船舶も受け入れない。

3 この文書は署名日から、新たな通達があるまで有効である。

以前に取られた全ての措置も引き続き有効である。

全ての関係機関に対し、これらの措置が効果的に実施されるよう要請する。

なお、同コミュニケを含むこれまでのマダガスカル政府の発表した措置との関係では、邦人のマダガスカルへの入国については、欧州各国、中国、韓国、イランを出发、あるいはこれらの国を経由しない場合には、引き続き可能であり、また、出国については、マダガスカル政府はこれまで特段の制限を課していないことから、邦人についても引き続きマダガスカルから出国できる、と解釈されます。が、ただし、ケニア航空については、16日より、アジアからの乗客もナイロビから搭乗させないとしているため、邦人は既にケニア航空を利用してマダガスカルに入国することはできない状況にあります。

今後、各社の対応が変わる可能性がありますので、マダガスカル政府や各航空会社からの発表等を常に注意し、必要な情報については各自で入手するようにして下さい。